

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

徳島市長 遠藤 彰良

市町村名 (市町村コード)	徳島市 (36201)
地域名 (地域内農業集落名)	入田地区 (大久、西大原、天満、金治、南谷、春日、小久保、中央、黒台、孫江、東地、安都真、海先、東月宮、西月宮、内御田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月17日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・一人一人の耕作面積が狭いうえ、自分の土地は自分でという考えが強い。ほ場が狭いため、大型機械が入らない。  
 ・耕作放棄地には至っていない場合でも、保全管理が精一杯の状況となっている。  
 ・10年ほうっておいたら、農業者がいなくなる、若い担い手もない、放棄地も増えてくる、狭い農地で生活もできなくなる。  
 ・この地区は鉢物の植木の生産が盛んだったが、年々需要も減っており、農地を手放す人も増えている。植木に変わる特産物を検討していく必要がある。  
 ・植木を放置し、山林化している農地がある。山林化すると鳥獣被害や病害虫被害が増え、周辺農地に悪影響を及ぼす。  
 ・鮎喰川の水量が減っており、将来的に稲作ができなくなる恐れがあるため、渇水対策が必要である。  
 主な作物: 水稲、プロッコリー、花き、苗木

(2) 地域における農業の将来の在り方

・植木の振興が難しくなってきた中、苗木を特産品として検討していく。  
 ・地域のコミュニティの活性化のため、地域内外から農地の利用する者を確保し、担い手の農地の集約化に配慮しつつ、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	176 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	176 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・対象地区内の農地利用は、中心経営体である担い手が担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していくことにより対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の農業者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
・老朽化している用排水施設等の改修を進め、有効利用を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JAと連携して相談体制を確立し、農地のあっせんや技術的指導の支援を図っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・アグリサポートを充実させ、積極的に活用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

① イノシシやシカ、サルの被害が拡大しないよう防止柵や檻を設置するとともに、鳥獣被害対策について一丸となって取り組む。